

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）（抜粋）

第二十六条の二十八の二第二項中「第四十一条の十八の三第一項に規定する」を「第四十一条の十八の三第一項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第四十一条の十八の三第一項第一号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号イ」に改め、同号イ(1)中「(i)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」及び「(ii)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「(iii)に掲げる」を「実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額に当該法人の当該各事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五条に規定する公益目的事業比率をいう。）を乗じて計算した金額の合計額のうち寄附金収入金額に達するまでの」に改め、同号イ(1)(i)から(iii)までを削り、同号イ(2)中「この項」の下に「及び次項において同じ。」（当該各事業年度のうち当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事

業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数とする。第四号イ(2)を、「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第五項第五号に規定する寄附金の同号に規定する額（次号イ(2)、第三号イ(2)及び第四号イ(2)並びに次項第一号イ(2)及び第二号イ(2)において「判定基準寄附金額」という。）の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同項第二号中「第四十一条の十八の三第一項第二号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号ロ」に改め、同号イ(2)中「当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数」を「次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。次号イ(2)において同じ。」に、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を「判定基準寄附金額」に改め、同号イ(2)に次のように加える。

- (i) 当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総

数が零である場合の当該事業年度を除く。(i)において「特定事業年度」という。) 当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数

(ii) 当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度(当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。(ii)において「特定事業年度」という。) 当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額(当該合計額が千万円に満たない場合には、千万)で除して得た数

第二十六条の二十八の二第一項第三号中「第四十一条の十八の三第一項第三号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号ハ」に改め、同号イ(2)中「(当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。)にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数)」を削り、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を「判定基準寄附金額」に改め、同

号口(1)中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改め、同項第四号中「第四十一条の十八の三第一項第一号二」に改め、同号イ(2)中「以上」の下に「であり、一項第四号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号二」に改め、同号イ(2)中「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第四号イ(2)」を「及び第四号イ(2)並びに第二項第一号イ(2)、第二号イ(2)及び第三号イ(2)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 公益目的事業費用等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号に規定する公益目的事業に係る費用、私立学校法第二十六条第三項（同法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る費用又は更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業に係る費用をいう。

第二十六条の二十八の二第三項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 經常収入金額 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額をいう。

三 寄附金収入金額 受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額をいう。

第二十六条の二十八の二第三項に次の一号を加える。

九 国の補助金等 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するものをいう。

第二十六条の二十八の二第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号イ(1)」を「第一項第一号イ(1)」に改め、「同項第二号」の下に「又は第二項第一号、第二号若しくは第三号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分

に應じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号イに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数とする。次号イ(2)において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令

で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算

報告書、監査報告及び会計監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号ロに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 地方独立行政法人法第八条第一項に規定する定款、同法第十二条に規定する役員の名及び役職を記載した名簿並びに同法第三十四条第一項に規定する財務諸表、同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに同条第四項に規定する監事の意見を記載した書面

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

三 法第四十一条の十八の三第一項第二号ハに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令

で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書及び監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

3 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する寄附金は、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして同号イ又はハに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣が、同号ロに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める方法により確認されたものとする。

第二十六条の二十八の二に次の一項を加える。

9 文部科学大臣及び総務大臣は、第三項の要件及び方法を定めるときは、これを告示する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 十 省 略

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。